

## 令和8年度からのプラスチック資源リサイクル（案）について

### 第1 令和4年度第2回審議会（令和4年11月）でお示した内容

#### プラスチック資源の分別について

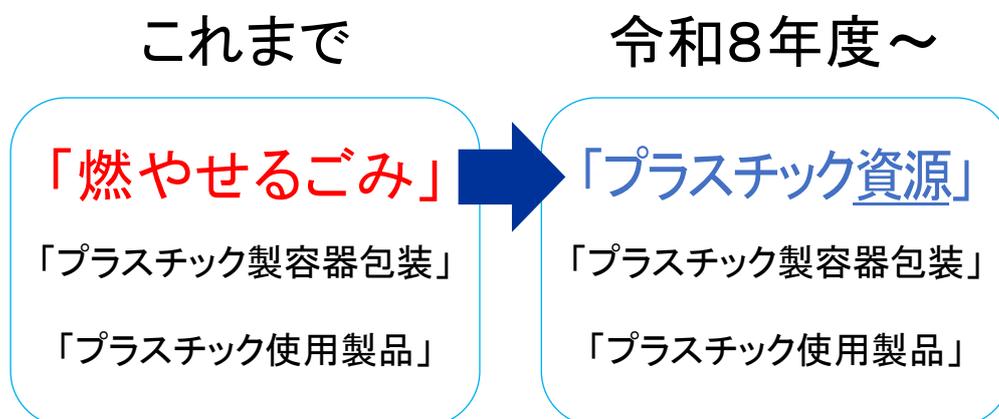
#### 1 プラスチック資源一括回収リサイクルとは

「プラスチック製容器包装」と「プラスチック使用製品」を同一の分別区分で収集し、リサイクルすること。

プラスチック製容器包装	プラスチック使用製品
 <p>プラマークのついているもの (商品の包装に使用)</p>	 <p>プラマークのついていない、プラスチック素材のもの(歯ブラシ、プラスチック製の食器、ハンガーなど)</p>

「プラスチック資源循環促進法」施行（R4.4.1）により、プラスチック資源一括回収リサイクルが市町村の努力義務とされた。

#### 2 プラスチックの分別方法



令和8年度からのごみ処理広域化（「弘前地区環境整備事務組合」と「黒石地区清掃施設組合」の統合）に合わせ、令和8年度からプラスチック資源一括回収を行う予定。広域化協議会の中で分別品目などの協議を進めることとしている。

### 3 プラスチック資源一括回収リサイクルを行う上での課題

#### (1) 分別品目について

##### ア 禁忌品の除外

分別収集物に含めてはいけないもの（「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」p.4～p.9）

(ア) 汚れが付着しているもの（食品残渣、生ごみ、土砂等）

(イ) 他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの

PET ボトル、使用済小型家電、一辺の長さが 50 cm 以上のもの

(ウ) 分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの

a 火災を生ずるおそれがあるもの（リチウムイオン蓄電池を使用する機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等）

b 感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着しているもの（注射器等）

c その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの

刃物等（カッター、包丁、かみそり）、リサイクル設備に影響を与えるもの（まな板、擬木等の厚み（5 mm 以上）のあるもの、炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック、繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの

#### (2) 複合素材（プラスチックと別の素材からできた製品）の指定

分別収集物に含めてよいものの要件として、原材料の全部又は大部分がプラスチックである使用製品廃棄物（内部部品も含めて、ほとんどがプラスチックで構成されるもの）と規定（「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」p.10～p.18）

→単一素材のみか、複合素材を含めるか

	メリット	デメリット
<p><b>単一素材のみ</b> (ハンガー、洗面器、バケツなど)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>分別がわかりやすい</u></li> <li>・ リサイクル作業の軽減</li> </ul>	<p>リサイクル量が少なくなる</p>
<p><b>複合素材</b> (ボールペン、せんたくばさみなど) ※広域化協議会ではプラ以外の素材1つまでを想定</p>	<p>リサイクル量が多くなる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>分別がわかりにくい</u></li> <li>・ リサイクル作業の増加</li> </ul>

必ず除かなければならない禁忌品の分別が前提にあるため、市民への分かり易さが大きなポイントとなる。

#### 4 収集回数について

→新たに「プラスチック」の収集日を設け、収集回数を何回に設定するか

- ・平成12年度から平成19年度までの「その他のプラスチック」でプラスチック製容器包装の分別回収を行っていた際は週1回の収集を行っていた（※平成13年度に収集回数を月2回から週1回に変更）。
- ・現在、プラスチック製容器包装を収集している黒石市、平川市、藤崎町、田舎館村では、月2回の収集を行っている。
- ・収集回数の設定に当たっては、設定回数による1回当たりの収集量や収集運搬経費の増加分など比較考量しながら、市民の利便性が低下しないよう慎重に検討する必要がある。

## 第2 今回お示しする案について

### 1 分別区分名

「プラスチック資源」

### 2 分別品目、単一素材か複合素材か

- ① 全部がプラスチック素材であるもの（別素材が付着したプラスチック製品であっても、別素材を取り外すことができれば対象）
- ② 1辺の長さが45cm未満のもの（サイズを超えるものであっても短くできれば可能）

- ③ 汚れがあるものは必ず洗うか拭くなどして、固形物は確実に取り除き乾かすこと
- ④ 洗っても汚れが取れないものは、「燃やせるごみ」
- ⑤ 指定品目として設定する大型プラスチックは②のサイズにこだわらない

#### 品目指定

- 【台所用品】 お盆、ざる、たらい、漬物おけ、水切りかご
- 【入浴用品】 風呂ふた、腰掛、洗面器、ベビーバス
- 【清掃用品】 洗濯かご、ちりとり、バケツ
- 【収納用品】 衣装ケース、コンテナ、書類ケース、シューズボックス
- 【家具・雑貨】 買い物かご、ごみ箱
- 【園芸用品】 植木鉢、プランター、じょうろ
- 【レジャー用品】 クーラーボックス、ソリ

※プラスチック製品の分別方法と同様に、複合素材のものであっても金属を外すことができれば対象

#### 45cm以上の品目指定について

- ・品目を指定することで、産業廃棄物となるようなものの除外を図る。
- ・大型ごみの扱いは市町村により異なるため、品目を指定することで、8市町村の基準として一本化を図る。
- ・45cm以上のものについての開始時期は、市町村の判断とする。

#### 上記に該当しても含めてはいけないもの

- ・使用済み小型電子機器
- ・火災を生ずるおそれのあるもの（電池、エアゾール缶、スプレー缶、ライター、モバイルバッテリーなど）
- ・感染する恐れのあるもの（点滴器具 など）
- ・鋭利なもの（カッター、包丁、かみそりなどの刃物 など）
- ・硬すぎるもの（ヘルメット、まな板 など）

☆電池（特にリチウムイオン電池）が使用されているものは、ごみ収集車両や、再資源化施設での火災の危険性がとても高いので、絶対に入れないこと

### 3 本市における収集開始時期

45cm以上のものも含め、令和8年度から開始。

### 4 上記をまとめた収集方法

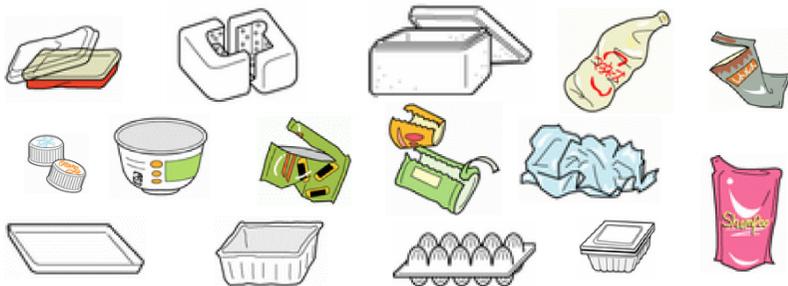
→次ページ以降のとおり

## プラスチック資源

### 全部がプラスチック素材であるもの

#### プラスチック製の容器

- ・拭き取りまたは洗って、固形物は全て取り除くこと
- ・乾かすこと



#### プラスチックの製品

- ・土や砂または泥などの汚れを取り除くこと



プラスチック以外の素材を取り外すことができれば、プラスチック製品の対象になります。



インク、パネ、金属などをはずす

**注意事項** 1辺の長さが45cm未満であること（45cm以上のものでも短くできれば可能）

**45cm以上のものでもこれらの指定品目は対象です**

#### 台所用品

- ・お盆
- ・ざる
- ・たらい
- ・漬物おけ
- ・水切りかご

#### 入浴用品

- ・風呂ふた
- ・腰掛
- ・洗面器
- ・ベビーバス

#### 清掃用品

- ・洗濯かご
- ・ちりとり
- ・バケツ

#### 収納用品

- ・衣装ケース
- ・コンテナ
- ・書類ケース
- ・シューズボックス

#### 家具・雑貨

- ・買い物かご
- ・ごみ箱

#### 園芸用品

- ・植木鉢
- ・プランター
- ・じょうろ

#### レジャー用品

- ・クーラーボックス
- ・ソリ

※プラスチック製品の分別方法と同様に、複合素材のものであっても金属を外すことができれば対象

#### プラスチック資源に混ぜてはいけないもの

- ・使用済小型電子機器（小型家電回収ボックスをご利用ください）
- ・火災を生ずるおそれのあるもの（電池、エアゾール缶、スプレー缶、ライター、モバイルバッテリーなど）
- ・けがをする原因となるもの（カッター、包丁、かみそり など）
- ・感染するおそれのあるもの（点滴用器具 など）
- ・硬すぎるもの（ヘルメット、まな板 など）

★電池（特にリチウムイオン電池）が使用されているものは、ごみ収集車両や、施設での火災の危険性がとても高いので、絶対に入れないこと

START

### <参考>プラスチック製品の判別フロー

お手元のプラスチックには…

プラマークがある



はい

いいえ

汚れは？

ペットボトル  
マークがある



いいえ

ない

とれない

はい

ペットボトル

※水洗いまたは拭き取りで固形物を落とせる

燃やせるごみ

大型プラスチックの  
指定品目である

いいえ

はい

粗大ごみ

1辺の長さが45cm未満である (またはそれ以下に短くできる)

該当しない

はい (短くできる)

プラスチック以外の素材を取り外し、プラスチック素材のみにできる

取り外せない

プラスチック素材のみである

土や砂、泥などの汚れは？

それに  
応じたごみ  
(金属であれば  
不燃ごみ)

プラスチック  
資源



電池やバッテリーなど、危険なものが紛れていないかももう一度確認してください

いいえ (汚れを落とせる)

この欄に記載しているもののいずれかに該当する

・電池またはバッテリーで動く家電製品 など

小型家電

※回収ボックスへ

・電池、モバイルバッテリー など

有害ごみ

・ヘアスプレー、カセットコンロ用ガスボンベ、ライター など

危険ごみ

・注射針、注射器、点滴用器具など  
感染性があるもの

医療機関等へ

※収集できません

・カッター、包丁、カミソリなど鋭利なもの  
・まな板、ヘルメットなど強固なもの

不燃ごみ